

保護者の皆様

札幌市立篠路西中学校  
校長 飯間 博幸

## 感染症(一部熱中症)対策を踏まえた令和3年度の教育活動について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動および感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。子どもたちは入学、進級と新しい環境の中で、夢や希望を抱いて令和3年度を迎えていることと察します。

子どもたちには1年以上、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、我慢や辛抱を強いてきました。私たちも一刻も早く感染症拡大が終息し、本来の教育活動を行うことができる日を心から望んでいます。しかし、現在の札幌市の警戒レベルは「3」(感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請できる)であり、3月7日の「集中対策期間」が終了してから、変異株の確認も相次ぎ、感染者が増加傾向にあるとの報道もなされました。また、札幌市におけるワクチン接種についても未だ詳細を知らされておられません。

本校では、以上の状況を踏まえ「学校の新しい生活様式」(文部科学省)や「札幌市における教育活動のガイドライン」(札幌市教育委員会 令和3年1月改訂)に則り、引き続き感染症拡大防止に努めるとともに、令和3年度の教育活動の在り方や保護者様へお願いしたい事柄を、下記のようにまとめましたので、ご確認の程、よろしく申し上げます。また併せまして、札幌市教育委員会より「札幌市立学校における働き方改革に向けて(指針)」に則った学校運営の改善が求められています。授業準備等ゆとりのある時間の確保と教員の健康保持による教育の質の向上を目指しますので、こちらもご理解とご協力をよろしく申し上げます。

これまで同様、学校とご家庭がより連携を深め、子どもたちが「学校の新しい生活様式」の中で安心して過ごすことができるよう、よろしく申し上げます。なお、気がかりなことがございましたら、遠慮せず学校にご相談ください。(篠路西中:教頭 野澤 773-1400)

## 記

## 1 感染症拡大防止対策に係りお願いしたい事柄

- (1) マスク着用にご協力願います。
- (2) 「健康チェック」表によるお子様本人および同居するご家族の健康状態の確認をお願いします。なお「健康チェック」表は、お子様が毎日持参し、玄関付近で担当教師に渡すこととなっておりますので、お知りおきください。
- (3) お子様本人および同居のご家族等に発熱等の風邪の症状がある場合は、これまで通り自宅で静養もしくは健康観察をお願いします。(「出席停止」扱いです)また、登校後に発熱や風邪等の症状が見られる場合は、保護者様に連絡を取った上で、原則早退となります。また、早退したお子様の兄弟姉妹が本校在籍の場合の他に、他の園や学校に在籍する場合、当該の園・学校に連絡し、原則早退できるようにさせていただきます。
- (4) もし同居のご家族がPCR検査を受検することになった場合は事前に、また受検の結果についてもお伝え願います。なお、学校HPの「感染症拡大防止に関するお知らせ」に「出席停止の基準」を掲載しています。ご確認願います。
- (5) 生徒やその周囲の人たちが感染した場合、いじめや誹謗中傷等につながらないよう、思いやりの気持ちについて、ご家庭で話し合っていたいただけると幸いです。

## No1.裏

### 2 感染症拡大防止対策に係り承知しておいていただきたい事柄

- (1) 校内においては、対策の基本であるマスクの着用、手洗いの励行、三密（密集・密接・密閉）の回避の指導に努めます。
- (2) 教室においては、窓を5cm程度、廊下側のドアを10cm程度開放し、常時換気を行います。
- (3) 登校後および給食時間前後の手洗いを徹底するように指導します。また、給食時は、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を継続します。
- (4) 教室内において、今後も学活や授業中等、教師と生徒との間に一定の物理的な距離を保つように工夫します。
- (5) 授業や学活等での話し合い活動や作業等、対面するグループワークについては、今後もマスクとフェイスシールドを併用して実施します。
- (6) 休み時間や放課後の活動時間においても、マスクの着用や三密の回避に留意するよう指導します。
- (7) 教職員、生徒以外の人たちの入校については、必要最小限にとどめるとともに、入校する際には、入校者の管理と把握に努めます。
- (8) 部活動について
  - ① 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するように指導します。
  - ② 活動前後の手洗いを徹底し、屋内で実施する場合は、こまめな換気を心がけます。
  - ③ 生徒が頻繁に手を触れる箇所や用具については、消毒を徹底します。
  - ④ （ピブス等）用具等やタオルについては、生徒間で不必要に使い回しをしないよう、また、飲料等を回し飲みしないよう指導を徹底します。
  - ⑤ 屋内において、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は自粛します。
  - ⑥ 競技等の特性上、生徒が密集したり近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動については、必要最小限となるように留意します。
  - ⑦ 部屋や更衣室等の利用に当たっては、短時間かつ密集をさけ利用すること、また大声を出すことのないように指導します。
  - ⑧ 活動終了後は、寄り道などをせずに速やかに帰宅するよう指導します。
  - ⑨ 交流試合等に参加する場合は
    - ・書面等で事前に保護者様に説明し、承諾を得ます。
    - ・感染予防の観点から、お子様の参加を見送りたい場合は、顧問にご相談願います。
  - ⑩ 感染症拡大状況によって、学校としてすべての部活動を一時停止にする場合もあります。

### 3 感染症拡大防止対策に係る令和3年度の基本的な教育活動の考え方

- (1) 文部科学省や札幌市教育委員会からの通知や通達等の意向を尊重します。
- (2) 1学期は札幌市内の感染拡大が現在程度のレベル（レベル3）、また今年1月に改訂された「札幌市における教育活動のガイドライン」（札幌市教育委員会）が現状レベルと想定して教育活動を進めていきます。
- (3) 特に学校全体に影響が大きい教育活動について、実施時期、要領や内容を当初の計画から変更等が必要になることも想定されます。その際は、昨年度の取組を参考にして、感染症拡大防止の観点から検討していきます。

## No2.表

### 4 主な学校行事について

- (1) 入学式については、令和2年度の卒業証書授与式に準じ、参列者は新生、(人数制限の上)保護者様、教職員のみとし、在校生は参列させず、来賓は招待を控えました。
- (2) 修学旅行(3年生 2泊3日)、宿泊学習(2年生 1泊2日)、校外学習(1年生 1日)については、「国内修学旅行の手引き」(日本旅行協会)等に基づき、旅行業者等と連携して、感染症対策を施した上で従前通り5月~6月に実施します。ただし、修学旅行は著しい体調不良の生徒が発生することも想定し、研修地は北海道内(道南地方)とする予定です。
- (3) 創西祭、合唱コンクールについては、従前通りそれぞれ9月下旬、10月下旬に計画しています。ただし、今後の感染症拡大状況等を鑑み、実施時期(や可否)、要領や内容の変更が必要になった際には、昨年度の取組を参考にして、感染症拡大防止の観点から検討していきます。
- (4) 始業式や終業式等、全校生徒が体育館に一堂に会する行事は、1学期中はTV放送での実施を基本とします。ただし2学期以降、実施場所については感染症拡大状況等を鑑み、検討していきます。
- (5) 学年集会や学年合同体育等、学年生徒が一堂に会する活動は、体育館等ソーシャルディスタンスが確保できる場所で、感染症対策を施して実施します。ただし、合同体育の実施時期については、熱中症の予防を考慮して設定します。

### 5 登校時の服装について

熱中症やインフルエンザ等の予防も考慮し、以下の2期に分ける予定です。

- (1) 冬服の期間
  - ・4月~5月および10月~3月                      ・標準服が基本
  - ・感冒やインフルエンザの予防および儀式的行事等を考慮
- (2) 夏服の期間
  - ・6月~9月    ・標準服または学校指定ジャージを生徒保護者が選択
  - ・熱中症の予防を考慮

### 6 PTA活動について

昨年度、「保護者と先生の会会則」が改訂となりました。一番大きな改訂点は、専門委員会が廃止され(PTA広報誌も廃止)、これまで各学級4名選出していた委員を「2名以上」としたところです。これまで専門員会で行っていた花壇の整備や地域の巡視活動は、ボランティアの方を募ることとなりました。ぜひ、ご協力をお願いします。

また、PTA総会や学年学級PTAについては、これまで通り、感染症対策を講じて実施する予定です。(ただし、例年年度末に行っていた学年学級PTAは時期的な意味合いを考慮し、廃止とします。)

### 7 定期テスト、評価評定の通知、期末懇談について

- (1) 定期テスト、評価評定の通知、期末懇談の時期や回数については、従前通りに戻します。
  - ・定期テストは全学年3回(6月 9月 3年生1月1, 2年2月)行います。
  - ・評価評定の通知は、全学期末計3回行います。
  - ・期末懇談は7月と12月に行います。
- (2) 行動の記録(所見欄)の通知は、学年末のみ1回とさせていただきます。ただし、期末懇談はお子様の様子や保護者様の意向がしっかりと伝わるより充実したものとなるように配慮します。

## No2.裏

### 8 その他(感染症とは関係ありませんが)

- (1) 今年度より、男女混合名簿の使用が義務化されます。出席番号にはご留意願います。また、体育も男女共習が必修となります。
- (2) GIGAスクール構想により、本校にもタブレット端末が全校生徒分各教室に配備されました。私たちもより研鑽を積み、授業や行事で効果的な活用を目指します。
- (3) 「紙ものを減らす」「ICTの有効活用」ということで、お便り類のデジタル化を検討しています。今後、お便り類の一部の紙ものによる配布はやめ、学校HPに掲載することを検討しますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【新学習指導要領の完全実施に関わって】

今年度より、全国の中学校で新学習指導要領が完全実施されることとなります。

#### [何が変わるのか]

- ・ 「課題解決型」の授業等の教育活動を通じて、身に付けた知識や技能を生かし、主体的に、そして他の人たちと積極的に関わりながら物事を深く考え、判断し、行動できる人づくりを目指した指導要領と言えらると思います。(校長の解釈)
- ・ 教科書が改訂されました。1年生は全教科、2、3年生も半数の教科が改訂された教科書が配布され、使用することとなります。
- ・ 学習評価が従来の4観点から「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点となります。この3つの観点は、学習指導要領が生徒に育成すべき資質・能力としているの3つの柱と一致しています。私たちは、授業等を通じてこれらの力を育み、同時にこの3つの観点に基づいた評価・評定を行うこととなります。今年度、本校の研修の中心は「課題解決型」の学習と新学習指導要領による評価評定の在り方です。評価するための適切な項目や規準、テスト等評定資料の在り方や見取り方等、私たちも、より研鑽を深ていきます。また、生徒や保護者様に対しましても、新しい評価評定の在り方の概要を伝える機会を設けますのでよろしくお願い致します。